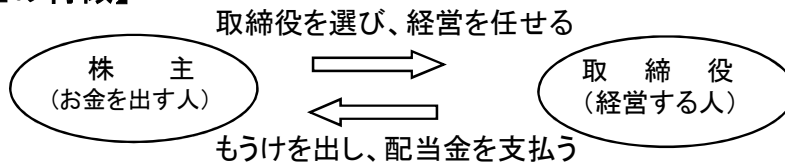


「株式会社」と「合同会社」の違い

	株式会社	合同会社	違いの有無
最低資本金	規定なし(1円～)	規定なし(1円～)	—
出資者の数	1名以上	1名以上	—
出資者の責任	有限責任(出資額の範囲内)	有限責任(出資額の範囲内)	—
会社の代表者	代表取締役	代表社員	肩書きが違う
最高意思決定機関	株主総会	社員全員の同意	意志決定機関が違う
役員の数	取締役1名以上	社員1名以上	—
役員の任期	取締役は2年～10年の範囲で設定 監査役は4年～10年の範囲で設定	制限なし	株式会社の取締役には任期あり
定款 公証人の認証	必要	不要	株式会社の定款は公証人の認証必要
設立登記の登録免許税	最低15万円(資本金の1000分の7)	一律 6万円	左記の通り
決算公告	義務(決算内容を官報などに掲載)	義務なし	左記の通り

※上記以外にも、合名会社・合資会社があるが、無限責任社員が必要な為、あまり普及していないのが現状。

【株式会社の特徴】



※「株主＝取締役」という、会社はたくさんある！

【合同会社の特徴】

○出資者と経営者が同じ

原則、所有(＝お金を出資する社員)と経営(＝実際に会社を運営する人)が同じ

○内部自治原則「定款自治」

自由な組織設計が可能なので、独自の定款を作成して、事業目的に合わせた業務遂行に適するフットワークのよい組織構成が可能となります。

○利益配当の自由

定款により、「利益配当」の割合も自由に設定できます。